組合回覧

飯田市中山間地域住まいの確保支援事業補助金

中山間地域の空き家を改修される方へ

# 中山間地域の空き家改修を支援します！

## （改修費用の最大 1,000 万円を補助）

飯田市中山間地域への移住・定住を促進するため、１年以上使用されていない空き家の改修工事に要した費用の一部を補助します。

賃貸住宅やお試し住宅、定住用住宅の改修を検討されている方は、ぜひご活用ください。

### ○補助対象となる地域（飯田市中山間地域７地区）

下久堅地区 / 上久堅地区 / 千代地区 / 龍江地区 / 三穂地区 / 上村地区 / 南信濃地区

### 補助対象となる事業（２つのタイプ）

| 事業タイプ | 内容 | 補助額 |
|---|---|---|
| ①賃貸・お試し住宅用改修 | 定住者や移住検討者に賃貸・お試し住宅・シェアハウス等のために空き家を改修 | 対象経費の 1/2 以内<br>上限 1,000 万円 |
| ②定住用空き家改修 | 譲渡・売買等により空き家を定住用住宅として改修<br>※新たな所有者が住むことが決定している空き家が対象となります。 | 対象経費の 1/2 以内<br>上限 500 万円 |

### ○補助対象となる経費

- ✓ 修繕工事費
- ✓ 模様替え工事費
- ✓ 設備更新工事費
- ✓ 設計費・工事管理費



**※土地取得費、既存ローン返済、消費税は対象外です**

### ○対象の条件

- 空き家（１年以上使用されていない建物）の所有者または改修権を有する者
- 市税等の滞納がない者
- 他の同様の補助金を受けていない者
- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に存する空き家を除く
- 空き家が存する地区のまちづくり委員会が同意する空き家改修であること
- **改修後 10 年間は、①賃貸・お試し住宅または②定住用住宅として利用を継続すること**

（条件に違反した場合は、交付決定の取消及び補助金の返還を求めることがあります）

## ○申請に必要な書類

1. **補助金交付申請書**
2. **見積書の写し**
3. **位置図・平面図・工事前の写真**
4. **所有権を証明する書類**（登記簿、賃貸契約書など）
5. **建築基準法の許可・確認書類**（必要な場合）

※事業実施後は、実績報告書（改修費の領収書、写真、工事請負契約書（写）等）の提出が必要となります。

---

## ○申請から実績報告、補助金支払いまでの流れ

【STEP１】事前相談（市役所に相談し、対象事業かどうか確認）
↓
【STEP２】申請書提出（工事契約前に必要書類を添えて提出）
↓
【STEP３】審査・決定（地区まちづくり委員会の意見を聴き、市が審査し、補助金の交付を決定）
↓
【STEP４】改修工事実施（交付決定後に工事契約・着工）
↓
【STEP５】実績報告（工事完了後１ヶ月以内に報告書を提出）
↓
【STEP６】額の確定・請求（補助金の額が確定し、請求書を提出後、補助金の支払い）

**ご不明な点やご相談がございましたらお気軽に下記までお問合せください。**

**お問い合わせ・相談先**
飯田市役所結いターン移住定住推進課（市役所Ｃ棟１階）
遠山郷・中山間地域振興係
電話：0265-22-4511（内線 5441・5442）
メール：yuiturn@city.iida.nagano.jp
受付時間：平日 8:30～17:15

